

内閣委員會議録

第二十三号

昭和三十七年四月四日(水曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 中島茂喜君

理事伊能繁次郎君 理事草野一郎平君

理事堀内 一雄君 理事石橋 政嗣君

理事石山 權作君 理事山内 広君

内海 安吉君 小笠 公韶君

大森 玉木君 金子 一平君

佐々木義武君 島村 一郎君

田澤 吉郎君 辻 寛一君

藤原 節夫君 保科善四郎君

前田 正男君 松澤 雄藏君

緒方 孝男君 兒玉 末男君

田口 誠治君 西村 関一君

受田 新吉君

出席國務大臣

國務大臣 川島正次郎君

國務大臣 藤山愛一郎君

國務大臣 三木 武夫君

出席政府委員

行政管理政務次 岡崎 英城君

總理府事務官 山口 西君

政管理局長 原田 正君

總理府事務官 木村 三男君

政監局長 山本 利壽君

總理府事務官 島村 武久君

官官房長 前田 陽吉君

總理府事務官 島村 武久君

官官房長 前田 陽吉君

總理府事務官 島村 武久君

官官房長 前田 陽吉君

總理府事務官 島村 武久君

官官房長 前田 陽吉君

總理府事務官 島村 武久君

官官房長 前田 陽吉君

經濟企画政務次 菅 太郎君

總理府事務官 村上 一君

官官房長 三枝 三郎君

總理府事務官 三枝 三郎君

官官房長 三枝 三郎君

總理府事務官 三枝 三郎君

官官房長 三枝 三郎君

總理府事務官 三枝 三郎君

官官房長 三枝 三郎君

總理府事務官 三枝 三郎君

官官房長 三枝 三郎君

總理府事務官 三枝 三郎君

官官房長 三枝 三郎君

總理府事務官 三枝 三郎君

官官房長 三枝 三郎君

總理府事務官 三枝 三郎君

官官房長 三枝 三郎君

總理府事務官 三枝 三郎君

官官房長 三枝 三郎君

總理府事務官 三枝 三郎君

官官房長 三枝 三郎君

總理府事務官 三枝 三郎君

官官房長 三枝 三郎君

總理府事務官 三枝 三郎君

官官房長 三枝 三郎君

總理府事務官 三枝 三郎君

官官房長 三枝 三郎君

總理府事務官 三枝 三郎君

官官房長 三枝 三郎君

總理府事務官 三枝 三郎君

官官房長 三枝 三郎君

總理府事務官 三枝 三郎君

官官房長 三枝 三郎君

總理府事務官 三枝 三郎君

官官房長 三枝 三郎君

總理府事務官 三枝 三郎君

官官房長 三枝 三郎君

總理府事務官 三枝 三郎君

官官房長 三枝 三郎君

同(櫻内義雄君紹介)(第三二二三号)

同外二件(富田健治君紹介)(第三二二四号)

同外四百六十六件(池田清志君紹介)(第三二二五号)

同(賀屋興宣君紹介)(第三二二九五号)

同(柳谷清三郎君紹介)(第三二九六号)

同外八件(池田清志君紹介)(第三二九七号)

同(富田健治君紹介)(第三四八〇号)

同外六件(園田直君紹介)(第三五〇七号)

同外一件(内藤隆君紹介)(第三五〇八号)

同(藏内修治君紹介)(第三五〇九号)

恩給増額に関する請願外八件(池田清志君紹介)(第三二二六号)

同外十件(池田清志君紹介)(第三二二八号)

恩給増額に関する請願(重政誠之君紹介)(第三二二七号)

同(田中彰治君紹介)(第三三七八号)

同(花村四郎君紹介)(第三四四九号)

同(海部俊樹君紹介)(第三五四〇号)

元満洲国官吏の恩給に関する請願(高橋等君紹介)(第三二二八号)

同(内藤隆君紹介)(第三五一一号)

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(細田吉藏君紹介)(第三二二九号)

金鵒勲章年金及び賜金復活に関する請願(池田清志君紹介)(第三二九九号)

同(池田清志君紹介)(第三四六二号)

健康感謝の日制定に関する請願(橋本龍伍君紹介)(第三三三〇号)

同(藤井勝志君紹介)(第三四六〇号)

旧軍人恩給の増額等に関する請願(堤康次郎君紹介)(第三四〇〇号)

同(寺島隆太郎君紹介)(第三四〇一号)

同(古井喜實君紹介)(第三四〇二号)

同(千葉三郎君紹介)(第三四四八号)

同(荒松清十郎君紹介)(第三五一二号)

恩給法等の一部改正に関する請願(牧野寛素君紹介)(第三四六一号)

戦没旧軍人軍属に栄典授与等に関する請願(池田清志君紹介)(第三四六三号)

青島、霧島及び桜島を結ぶ南九州観光ルートを観光開発重点地域に指定の請願(池田清志君紹介)(第三四六四号)

紀元節復活に関する請願(藏内修治君紹介)(第三五一〇号)

元満洲国官吏の恩給に関する請願(高橋等君紹介)(第三二二八号)

同(内藤隆君紹介)(第三五一一号)

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(細田吉藏君紹介)(第三二二九号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

經濟企画片設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)

行政管理片設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

科学技術片設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

○中島委員長 これより會議を開きます。

經濟企画片設置法の一部を改正する法律案、科学技術片設置法の一部を改正する法律案及び行政管理片設置法等の一部を改正する法律案の三案を一括議題といたします。

前回に引き続き質疑を継続いたします。質疑を許します。石山權作君。

○石山委員 科学技術片の設置法の一部を改正されるわけですが、これは新しく科学分野がますます細分化する反面、その総合的推進が要求されている、こういうのが眼目になって、新しい局を新設なさうとしております。

その名前も研究調整局という名前です。から、細分化に対しての研究、総合的推進に対しての調整という名前に落ち着いたのではないかと考えているので、僕らもみっちり生活条件を見ていくものからすると、ときどき日本の化学のアイデアなど聞いてみると、奇想天外なおもしろい点もあるわけなんです。なんとなくほのぼのとする点もある。ただ、ここで僕らいつでも気に

なるのは、今研究していることが国民生活に役立つ可能性ということに結びつけたいというふうな思っているのです。この説明文の中で言えば、科学技術の振興が国民経済の発展に寄与するところがあるわけです。それを常に念頭に置いて科学振興でありたい、こう思っているのですが、その例として、學術の分野では必要だろうと思っているのですが、たとへば南極へ行っているようなものをお調べになつてゐる。それはわが日本国民、国民経済というものとどういふふうな結びつきがあるのだろう、これはあした、来年、再来年というふうなことになるけれども、今日の状態において南極の気象観測が日本の台風とすぐ結びつくというふうになれば、これは話は違ふのでしようけれども、こういう探検という言葉に類似したようなものと国民経済というふうなものとの結びつきが、こういう疑問を持っています。南極観測の問題については、来年度も継続するやに聞いております。やりたいという意向をば長官もお漏らしになつてゐると聞いておりますが、一番国民経済に利害関係のある部門をお話し願つて、今後続けておやりになるのがよろしいかどうかというのを考えているかどうか、その点を御説明いただきたい。

○三木国務大臣 今お話のように、科学技術の分野では、端的にきょうの国民生活というものでないものもあるわけでありまして、しかし、きょうの国民生活にいろいろ適用できる科学技術、その背景というものはやはり必要であります。ときには奇想天外なことも考えつきますけれども、やはり奇

想天外といつても、いろいろ基礎的な科学技術的な知識がなければ出ないわけですね。そういう意味で、南極探検、南極観測も、すぐにきょうの生活ということではないけれども、気象、海洋、地質、そういう面で非常な効果があつた。そういう点からも、今一時中断したしておりますけれども、できればこれは継続した方がいいという考えでございます。その評価については、この一番大きな問題としては、気象上の面について今日までの成果、これはまだ発表はしていないのですけれども、現在までやつたことに対しての報告書ができることになつております。また、日本は南極条約の加盟国でもあり、そういう条約上からも、これを継続するということの義務とはいへないとしても、道義的な義務もあるわけですね。そういう点で、これを再開した方がいいという意見でございます。

○石山委員 僕らも専門外の第三者の国民として考えられる点は、気象、地質学、海洋学等を研究することは日本のために役に立つだろう、こう思っているのです。ただ、この前の白瀬中尉は、私どものところから出た人で英雄の一人でした。そして南極探検をして、領土権の確立等もあつたわけですね、僕らあそこを注いで見ていて、米ソではあそこを原子力を投入して開発してやるといふ意欲を持っております。もう一つ考えられる点は、あそこを何か軍事的な基地にしてもいいのではないかとといふふうな意欲で、開発が行なわれていゝというふうにも見えるわけですね。日本の立場は、純粋な科学的な要素において探検を進められていゝのですが、米ソが原子力をあそこ

投入して開発するということとは、日本の立場はかなり違ふのではないかと。ですから、われわれとしては、たとへば国費をお使いになるのをごさいますから、その研究項目はすつきりした形で明示をされて、そしてそれ以外には、他国から協力等を求められても、あまりそれに応じないという建前がないと、どうもあそこを巻き込まれていく可能性が出る。そうすると、もうわれわれのように戦争に対しては非常に神経過敏になつておるものからすれば、せつかく研究の意欲に燃えてゐる問題に対しても、何か水をひつかけるというふうな立場をとる場合があり得るというふうな想定されるわけですね。

ですから、科学技術庁としては、これは文部省の管轄ですけれども、人文以外は皆さんの管轄になるわけでありまして、特に今後は皆さんの分野が広がるのでございまして、たとえば宇宙開発——この次にちよつとお聞きしますけれども、この問題等からいへば、はつきり平和と日本の国民経済に結びんだ、こういうふうな項目をすつきりして取りかかつていただかないと、誤解を生むのではないかと。南極観測の場合は御継続なさるといふ意思が強いようでございますし、われわれもその限りにおいては賛成でございますけれども、その項目を明示して、そして開発研究に臨んでいただきたいと思ひます。

ど、日本の宇宙科学が進んでいるのかどうか。それからせんだつての審議会では、五年間の目標というふうなものがいろいろと話し合われたようですね、それについては衛星打ち上げには解れない、こうおっしゃつてゐる。宇宙開発をなさる究極の目的は、衛星を打ち上げなければいけないものかどうか。ここにもやはり研究題目というものが問題になつてくるだろうと思ひますが、当面、この宇宙開発をなさるとする分野は、一体どこに置いて五年間をなさうとおるのか、五年間の間では宇宙衛星は上げないんだということも言つていないけれども、それには触れなかつたけれども、基礎分野の開発という言葉に置きかえておられますが、基礎分野というのとは、一体何をさして五年間研究されるのか。これは今までみんなばらばらにやつていたのを、今度初めて総合的におやりになるというのですが、それについての研究分野の五年間の予定、研究種目と申しますか、そういうふうなことは、科学技術庁としては持つてゐるのかどうか、お知らせを願ひたいと思ひます。

○三木国務大臣 新聞には断片的に出しておりますが、宇宙開発の審議会に、今後の宇宙開発に対する日本の長期計画はどうあるべきかという諮問をしておるわけでございます。これが近く答申が出るという段取りであります。その間、その過程においてゐるような新聞記事として出ておるようなことで、今のようなお話が出たわけだと思ひますが、しかし、われわれとしては、現在の日本の段階としては、人工衛星打ち上げということを五年以内にやる考へはないわけでありまして、将来にお

ては、日本も人工衛星を打ち上げるような場合があると思ひますけれども、今は基礎的な研究、今日日本が主としてやつておるのは、ロケットの打ち上げ、それにいろいろな観測用の計器類ですね、これをみづから作つて、そして気象上あるいは通信上いろいろな宇宙研究というものをやつて、基礎的な研究の段階である五カ年という、今御指摘のような年限には、そういう基礎的な研究というものを力を入れていこうというのを考えておるわけでございます。

○石山委員 人工衛星というのと、すぐ僕らは、何か軍事的なことだけに限定されて問題を見る習慣になつてゐるようですが、三月二十八日、ブラジルの代表者がアメリカで放送した文書の一部を、東京のある新聞が訳してゐるわけですが、人工衛星で文書を一掃する、こういうのをブラジル代表者が提案をしてゐるわけですね。これは、人工衛星としては一つの新しい試みだと思ひます。これと同時に、日本でオリンピックなどがあつた場合に、人工衛星を利用して、東京のオリンピックの様子を海外に放送するということも考えられる。こういう面では非常にいいところだろうと思ひます。それと同時に、最近來てゐる、いわゆるアメリカの衛星船観測所を九州の某地に設けた——僕ら、一面で、今みたくないことを人工衛星の場合考へてゐる。アメリカが九州の何カ所でしたかを候補地としてあげて、それを調査したい、こういうふうに来てゐるのに対して、内閣でいろいろ話し合つてゐるようですが、三木長官あるいは小坂外相が、それぞれ三日の新聞に御意見をば発表

しているのですが、この問題については、どの程度実際は進んでいるのか。アメリカの観測所の意図する目的は、アメリカで飛ばした衛星の観測でしょうけれども、これは何もアメリカだけでは足りないと思うのです。ソ連で飛ばしているのも、これも観測できる最高の場所かもしれません。いずれにしても、九州の幾つかの場所は衛星船をば探知するに都合のいい場所だ、だからそこを調べたい、こう言ってきたのですが、これに対応して政府はこの問題をどういうふうにして取り扱うのか、それと同時に、三木さんの所管の官庁でございまして、どういうふうな理解を持ってアメリカの調査員を見ていられるのか、目的がはっきりすれば、将来とも許可してもよろしいというふうな御意見を伺っていいと思います。これを御聞きしたいのです。

○三木国務大臣 外務省を通じてそういう申し出がアメリカからあったことは、事実でございまして。これは軍事的な目的でないことは、御承知のように明らかであります。平和的な目的であります。また、日本の研究者も将来参加できるような機会もあって、もちろん、国内的な配慮から支障がないならば、それは協力をしたいと思っておりますが、何分にもまだ詳細に――先方とすれば、その地域に対して、いろいろな建造物に対しての制約もあるでしょう。それから電波を受けるわけでしょうし、こちらから発信する場合もあるだろうし、そうならば、電波法の関係もできて参ります。また、いろいろな飛行機の航行に対しても制限があれば、日本の将来の航空路の問題にも関連をしますから、現在のところ

では、アメリカから調査員という人をよこしたいということにございまして、直接に現地を調査するという段階ではない。従って、先方のもっと詳細な、どういふ計画であるか、どういふ施設をするのか、その周辺に対してどういふ制約があるか、そういう詳細な話を聞きたい、そのために調査員が来るならば、政府として調査員という問題でディスカッションする用意がある、こういう回答をしたわけにございまして、先方が日本の回答に応じて調査員が日本に参りますならば、われわれはその計画の詳細な内容について検討したい、そして、いろいろ日本の国内的な事情等も勘案して、最後の結論を出したいと考えているわけにございまして。

○石山委員 人工衛星を使ってブラジルのように文盲をなくするというようなたくましい意欲、あるいは日本でも三つか四つ小さいやつを飛ばして、オリンピックの様子を海外に知らせたい、こういうようなのは、いわゆる文化の光の方向でわれわれは衛星船を見たいということでしょう。これがかりに軍事的に利用するのだという考え方で見た場合になりますと、南九州に調査員が来るということに対しては、非常に懸念を持つ。今の傾向、これは保守党であろうが、社会党であろうが、共産党であろうが、日本の国民としては、外国の軍事基地は努めて小さくしたいものだという念願には変わりはないだろうと思ひます。努めて小さくしなければならぬ。その反面に、日ソの交流問題を見ますと、文化交流という言葉を使っているのです。しかし、学術研究あるいは文化交流でも、一番長い

のでたしか二カ月しかソ連の人はおられないはずで、片方は研究問題であつても、文化交流であつても、非常にきつて規制をされておる。しかし、アメリカの場合は、これは日本にとつては今のところおそろく友好国の第一位でしよう。だから、いろいろな人が入ってきていろいろな研究をされる。日本に居住をするという点では、非常に大目にとりよう、優遇をされておるだろうと思ひます。しかし、問題は、人工衛星の問題を片側から見ると危険性を感じている現在において、新しく基地になりそうな懸念のある要素を持つた団体や研究体が南九州に根拠を築くという事は、いろいろな意味で私は差しさわりのある問題だと思ひます。これは何もアメリカ人でなければ人工衛星の追跡をやれないものではないだろうと思ひます。日本人でさえも――

先ほど私は審議会のなを申し上げましたが、この審議会は、一月七日に池田総理に一つの答申を出した。宇宙開発は、糸川博士等がかなりに進んだ分野がある。日本の郵政関係において、電波に関する限りは世界でも優秀です。何もアメリカ人の手を借りなくとも、日本人で観測して、そのデータをアメリカにお貸ししてもよろしいじゃないですか。アメリカ人のアメリカで作った衛星を地上と宇宙をつなぐ、そののみだそう心配もないのです。これは十分慎重にやる必要があると思ひます。文化的だという面だけではないのでありますから、そこに根拠地を与えるような立場で軽々に政府はこの問題をば受け入れるべきではないのではないかと、こういうふうに私は考

える。なに、まだそのものは上陸を許してもいいし、研究題目をこれから聞こうとしているのだから、その心配するな、こうおっしゃればその通りでしょう。だけれども、今までの例を見ますと、そうではなくして、だんだん変わった姿でやられていくという事を、僕ら多少見聞きしているものから……。特に最近、極東は少しく騒がしい。騒がしい場合には、軍事面に影響のあるものに対しては、日本政府として慎重に問題を取り扱う必要があるだろう、こういうふうに見ているわけなんです、この点にしまして、長官からもう一ぺん御説明を承っておきたいと思ひます。

○三木国務大臣 この衛星の探知センターといひますか、観測センター、これが軍事的目的に利用されるという疑いは持つてない。これは純然たる平和目的であるという事は、信じておるわけではございまして、しかし、今申し上げたように、いろいろ国内法との関係、あるいは現地の、そのアメリカが希望する地域の事情、いろいろの点がございまして、その目的に対する疑いは持たないにしても、これをいよいよ政府が認めるということになれば、協定でも結ばざるを得ないと私は思ひます。従つて、これは、今御指摘のように軍事目的ということからではないのでありますけれども、いろいろ国内的な諸条件を検討しなければなりませんので、きわめて慎重な態度をとつていきたいという事で、結論は御指摘の通りになつておると思ひます。

○石山委員 人工衛星はまるいから特にそうでしょうけれども、半面は平和に寄与するが、半面が戦争しようと思ひます。それがすぐ利用できるということになる性能を持つてゐるわけですね。電波もその通りなわけですね。向こうから受けるだけの電波の観測ならばこれはいいわけなんだけれども、こちらから指示を与えることもできるのが電波の持つ性能でございまして。そうですから、時には羊になり、時には日本の国民をおどかす兵器に早変わりする可能性があるわけですね。ですから、この点は、短絡的に言えば、九州は便利でしょうけれども、意欲があるならば、今までアメリカ軍が持つてゐる基地の中でもやたらよからう。新しいところは物議をかもします。紛争を起します。与党の諸君がここにいます。が、あんまりけんかしたくないという考えのもとに問題を進めておられますけれども、新しいものに対してはけんかをせざるを得ない。その点は十分お氣をおつけになつて、この問題を処理していただきたいと思ひます。話すればきりはないし、疑念ばかりがない。ですから、これは十分注意をしていただきたいということを長官に申し上げて、われわれもまた、この問題についてはいささかも目をそらさないで見ていたいと思ひます。

それから原子炉の問題でございまして、国産一号炉が完成いたしました。新しい科学分野に日本は立ち向かつたわけですが、これから原子炉をどういうふうにいよいよ国民経済に結びつけるようになるかという事は、完成したのでありますから、われわれとしては大いに注目しているわけですね。ここでできたブルトニウムなどが多量に某国に売られて、その原子爆弾の原料にされるというふうなことが新聞などにた

まに出たりするわけですが、製品が出る段階になったということは喜ばしいことでしょう。しかし、それをこれからどういうふうにご利用していくのか。最近、総合エネルギーが、エネルギーの問題でやかましくなりました。原子力はエネルギーの最先端に位置するわけですが、日本は第二、第三というふうな、近いうちに新しい原子炉を作る意欲を持っているのかどうか、新しい原子炉を作る場合には、前はイギリスの採用したわけですが、もし作るとして、研究なさっているのでしょうか、今度はどういう形式を採用して二号炉に手をつけようとなさっているのか、場所なども考えていられるでしょうか、そういうものもろくろみがありましたら、この際御説明いただきたいと思ひます。

○三木国務大臣 今、日本で、エネルギー資源というのが大問題になってきているわけですが、御承知のように、今石油資源はございませし、石炭もいろいろの問題がある。将来動力源を原子力に求める時代が私は必ずくると思ふ。しかし、現在のところは、まだ今度の原子力発電でも一キロ当たり四円九十九銭というので、火力発電に比較するならば相当コストが高いわけですが、しかし、新しい産業を開発しようとするのですから、初めから皆が引き合うようになってからやるということでは非常に立ちおくれれますから、現在は採算を度外視して、研究がたがた発電炉を建設しているわけでございますが、一九七〇年代になれば原子力時代がくる、そのときには、火力発電などにもむろん匹敵するようなものになってきて、十カ年計画には百万キロワットの発電を原子力によってやろうとい

うのが、長期計画の数字になっておるわけでございます。これには多少の時間的なズレもありましようが、これから二号炉、三号炉、四号炉、五号炉といつて日本も建設するようになる。原子力は無限のエネルギーを提供するという大きな夢を人類に与えた。日本は資源の分布状態からして、依在度は非常に高い。これが、一つの動力源としての原子力の利用、また放射能、アイソトープなどを通じて、農業、工業あるいは医学等において、やはり人類の生活に非常な貢献をしておるわけで、アイソトープなどの研究においては日本は世界でも相当認められておる。できれば、私は、アイソトープのアジアの研修のセンターを日本に置きたいというところで、今、国際原子力機構とも相談をしておるわけでございます。だから、一方においては動力源、一方においては放射能の利用というような面では、これは非常に革命的なことだと思ふのでございします。国産一号炉は日本人の手によって設計して、すべてその部品などは日本が作って、一号炉が完成されたということは歴史的なことではございします。ただ、臨界には六月に達するということで、まだこれは原子炉の火が燃えておるといふわけではない。新聞は多少事実と違つたような点もあったと思ふのです。これはブルトニウムといつても、原爆を作るような、そういうブルトニウムの性能というものはまだほど遠いのであります。発電炉のようなものになってくれば、それはもうイギリスに返すという約束をして、いささかも国民に原子力開発が——将来日本が原爆を作つたり、よその国が原爆を作ること協力すると

いう形にしてはいけないということ、原子力基本法に嚴重にきめてありますから、そういう御懸念は要らないと思ひます。ただ、核物理の実験研究とか、原子炉の燃料、材料の照射試験あるいはアイソトープの生産などに一号炉は使用される。あくまでこれは基礎研究に利用する。実用ではない。実用は今建設しておる日本原子力発電会社の第一号炉だ。これが実用に初めてなるのだ。二号炉は、最初のは御承知のようにイギリスのコールダーホール型の原子炉であります。今度の二号炉は、アメリカ型の濃縮ウランを使つた発電炉にしたい。大体福井県にねらいを定めて、二号炉の建設をしたい。これは今ボーリングなどをしておりますから、非常に条件が悪いとか、欠陥が出てくれば変える場合もありますが、現在は福井県。それで、候補地を定めて、やがてアメリカにも調査員を派遣して、濃縮ウランの原子炉を輸入する、これが済めば、三号炉、四号炉ということになっていく段階であります。

○石山委員 二号炉をお作りになる、あるいは三号炉をお作りになるといふに、おそらくだんだん作つていくでしょう。国が小さいのでございしますから、水力発電、石油はあの通り少ない、石炭も限度が見えてきたといふふうなときですから、原子力が一番将来性があるだろうと思つております。ただ、コスト高であるということ、が欠点でしょう。放射能は役に立つが、危険でもあるという、この問題等もあるだろうと思ひます。特に放射能の場合には、三木さんは農業関係の方でも大へんに詳しい方ですが、私は、

人体に及ぼす医学的な問題もさることながら、このやり方によつては、日本の国の農業に与える影響は甚大なものがあるだろうと思つておるのです。これも想像のできないような、全く新しい品種を生んだり、成長速度を早めるというよさが、この中には含まれていて、ですから、無尽蔵な新しい宝庫を採し当てて、その宝庫の使い方をわれわれはこれから研究するというようなことになるだろうと思ひますが、二号炉をば福井に作る、こまではいいのですが、三号炉は秋田あたりに持つてくるといふ説はありませんか。

○三木国務大臣 これは将来、私が申し上げたように、原子力時代がくる。原子力時代がきたならば、秋田もどこもかしこも、原子炉を作つていただくなればならぬようなことになる。私はそういうふうな思ひます。ことに、東北のような地域は、原子力のような低廉な発電が行なわれる、そうして地域開発に協力することは好ましいと考へております。

○石山委員 私の方には大きな川が二本ございします。北には米代川、秋田市を流れておる雄物川、川は小さいが、ボートで有名な子吉川、この三つの川の辺にそれぞれ一つずつ原子炉がくるというので、地方新聞はにぎわつておる。一体そういうふうなサセスチョンをだれがどこでしておるか。百も原子炉を作れば、秋田に三つくらいいる可能性はあるだろうと思ひますが、どうも与党の選挙対策かどうか知らぬけれども、なかなかぎやかに、原子炉がくる、原子炉がくるというので、沸き立つておる。それもあながち悪いことではないので、私たちは、こんなに進んでおるのかということ、むしろ驚異の目をもって見ておるわけですが、まだ二号炉の設定というのがおそらくは日本の現状でしょう。そうして今まではイギリス流になつてやつてきたが、今度はアメリカを参考にしようといふことだと思ひます。その次にできるのが、ちよつぱりかどうか知らぬが、日本の創意工夫がその中に入つて、日本型のものが三号炉の形になっていくというふうな順序になるでしょう。

ここに私は切り抜いた新聞を持つていますが、国産一号炉完成という喜ばしい記事の下に、三月二十八日の衆議院の科学技術振興対策特別委員会、わが党の岡良一さんに答えて、中共の原子爆弾の話がちよつぱりここに載つておるわけですが、国産の原子力がどんな開発されていくお隣で、原子炉を作つて、それに対して核爆弾の方へ方向を向けていくという場合に、日本はどうするかという御質問でございしました。新聞にはちよつぱりしか載つておらないのですが、長官の考えをまとめたいのは、国連の場でこれを解決したい、こういうふうな新聞はまとめてあるわけですが、新聞でときどき出ているわけですが、中共の原子力の研究がかなりに進んでおるといわれております。これは内閣でも調査室あり、その他防衛庁は防衛庁で、外務省は外務省で、それぞれみんな情報網を持つて研究しておるわけですが、皆さんの方に達したのは、今中共では、この原子力ほどのくらいまでの発達程度であるのか。たとえば、原子力をすぐ原子爆弾にするだけの能力を持っているのか。今現実には原子力をばどの面に現

実に活用して——日本の場合でいえば活用しておるわけですが、アイソトープでも何でも活用しておるわけですが、活用しておるのかどうか、こういう点、皆さんのお役所で調べている限りにおいての説明を、この際いただきますと思います。

○三木国務大臣 御承知のように、中共の事情というものは、現在のところ、ソ連よりもわかりにくいですね。従って、新聞に中共が核爆発実験を何か月以内にやるとかというような記事がときどき出ますが、そのニュース・ソースを尋ねてみると、実にあやふやなもので、共産党員がそういうことを言ったとか、正確性というところからいえば、あまり根拠になるとは言えないわけです。われわれも、中共がいつ原爆を持つかというようにのことについては、正確な情報を持っておりませんから、これでいつごろ持つであろうかというように見当がつかないのではありません。世間でいわれているのは、早い人は六カ月以内、おそくても二カ年以内には持つだろうというように、なことを、新聞紙上などでわれわれが見るのであります。しかしながら、原爆を作る技術は、これはもう世界周知のことです。ですから、中共が原爆を持つという意図を持つならば、中共が近い将来原爆を持ち得ることは可能である。現在四カ所ばかりに原子炉を持つておるようでございますから、プルトニウムもできるでしょうし、小型のものならば近い将来に可能である。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

それで、岡委員は、一体それに対して

日本はどうするのか、こういうことであります。そういう御質問があったわけではあります。それは日本とすれば、原爆を持つ国がこれ以上——今でももう非常な放射能の被害で困つておるわけですから、これ以上原爆の保有国がふえるということに対しては、これは国民としてだれも絶対反対であります。絶対反対であつても、向こうが持つというような場合には、世界の軍縮会議とか、核実験停止のための国際会議とか、国連とか、こういう世界的な場において解決してもらわなければ、こちらが抗議しても向こうが持つという場合には、これは日本としてはどうにも方法がないのであります。そういう国際的な場でこの問題を解決するよりはかにはない、そういうことを私は岡委員にもお答えしたわけでありました。

○石山委員 原子の持てる無限の力を開発する場合の軍事的非善さというものは、われわれは知つたわけですね。二回味わつたわけですが、これはやはり日本としては、長官がおっしゃるように、国際の場において解決すべきだ、この基本方針は、やはり強く堅持していく必要があるだろうと思つております。

それから、これは最後でございますが、将来にわたつてわれわれは日本の持つ科学技術をどういうふうに考えたらよろしかろう、つまり、オートメーション化すると、人間が機械に使われるというふうな現象面がときたま出る危険性があると同じで、原子力を用うた制御するかどうかということは、これは大へん問題だと思つております。特にさつきも、私たち、宇宙開発、人工衛星とか宇宙船の話にもちよつと触れたわけですが、せんだつて、アメリカでちよつと間違つたような、ああいうふうな非常な危険性も伴つておるわけですね。ですから、われわれは、嚴重にこの問題は処理していくことが必要だ、特に日本の場合には、基礎をしっかりとやらなければいかぬのではないかと思つております。せんだつて、私、ラジオで東大の手塚さんという先生のお話を承つていたのですが、日本の文化には合理性がないというお話があつた。それは日本人の特有だと言つておるのだと思つた。俳句を好むとか、墨絵を好むとかいうふうな、非常に合理性の欠けた空間に愛着を感じておるというふうな表現を使つていた。なかなかおもしろいことだと私は聞いておつたのです。科学というものは合理的でしよう。だから、日本人にない、何と申しますか、たくましさというものがなければ、日本の科学技術というものは、英、米、ソ連のサルまねに終わつちやうと思つておる。非合理的の国民性だといわれているわけですが、日常生活がそうだし、政治の面などには特に批評家から指摘されているわけですが、非合理的だといわれているわけですが、合理的なものを与え、しかも、科学は根強い積み重ねでございますから、たくましさを与える。教育の問題は、もちろん文部省の仕事でございますけれども、これを実際の工業に移すといふことは、皆さんの方のお役目だと思つております。ですから、実用面にあまり功利的な面を追求いたしません、積み重ねがなく、物まねに終わつてしまつて、その上に付加される日本人独特のアイデアというものは生まれてこないだろう。ですからわれわれは、科学技術を育成するためには、日本人の持つ特殊な非合理性といわれているものが、特殊のよさがあるわけなんですよ、そのよさを、やはり生かしてあげるといふ建前を科学技術庁はとつていたかなければならぬのではないかと、文部省と十分打ち合わせしながら、広範な層に科学知識を与えながら、民間の科学技術工場のみならず、一般の工場に対しても、研究意欲を与えるような施策を科学技術庁としては持たなければならぬのではないかと、もちろん、われわれの持つておる物まね、見よう見まねというこのうまさ、十分活用できるやうに保護育成してもらわなければならぬことは当然でございますけれども、基礎的なものに対しては十分育成してあげるといふ建前が、この際科学技術庁としては大切ではないか。説明提案に戻りますが、細分化されている、深く追求されている、それに対して総合的な調整を与えようというのが、今回の局設置の目的なんではないかと、今回、われわれもその趣旨を十分理解して、あまり賛成する社会党じゃないのだが、この局設置には賛成をしていわけなんです。ですから、十分一つ私どもの言い分を御理解をいただきまして、新しい日本の国作りには科学技術庁がお役に十分立つようにならぬと思つたことを特に要望して、終わります。

○西村(閣)委員 関連して、一問だけお尋ねをいたします。

いづれこれは科学技術特別委員会においてお尋ねをすべきだと思いますけれども、ただいまの大臣の御答弁の中に

にありました、中共の核爆発実験についてであります。中共に関しては資料が非常に不十分であつて、的確な答弁ができないというふうな感じが、新聞等を見ますと、公安調査庁の調査するものが発表されております。それにあります、中共の核爆発実験は非常に近いというふうなことが大きく報道されておる。これもやはり政府の機関でございます。どういふ根拠でそういう情報を公安調査庁が流したか、大臣の御答弁では、きわめて資料が不十分であつて、的確なことは言えないというふうに思ふのです。その点が一点。これは科学技術庁長官としての、閣僚の一人としてのお立場から御答弁を願いたい。

いま一点は、中共の核実験をやめてもらいたい、なるべくそういう核爆発を持つような国がこれ以上出てもらつては困る、実験などやめてもらつては困る、こういうお考えでありまして、われわれもその点については一致するところなんではあります。それをやめさせるためには、国連等の場において取りきめをするよりほかに道がないという御答弁でありましたが、そうなるならば、中共、いわゆる中華人民共和国が、国連に加盟するといふことが前提条件にならなければならぬと思つた。これが野放しでありましては、国連に加盟をしないままの状態でありましては、とめようがないのであります。国連に加盟をしておりましたが、フランスの実験もとめることができなかったし、ソ連もアメリカもやつた。ましてや、国連にも加盟していない状態において、国連の場においてこれを

とめるということがはたして可能であるかどうか、前提条件としては、国連加盟ということがまず先行するのじゃないかというふうに考えますが、きょうは関連であり、時間もございませぬから、私はこれ以上重ねてお尋ねをいたしません。簡潔に大臣御所信を承りたいと思います。

○三木国務大臣 公安調査庁の情報として、六カ月以内に核爆発実験を中共がやるのではないかとというような新聞記事が、科学技術振興対策特別委員会の問題になりまして、公安調査庁の方が呼び出されて、その答弁を私は横で聞いておったのでございます。そうすると、そのニュース・ソースは香港の情報であって、新聞記者に雑談的に話したのが、それが、いかにも公安調査庁で的確な材料を得てそういうことを言ったように誤り伝えられておったのだということを説明しておりました。それと、日本の共産党員もそういうことを言っておった、この両方が重なったから、雑談的に言ったんだというので、格別な確かな材料を持って公安調査庁がそういうことを言ったのではないという釈明を行なっておりましたので、私も、そうだろう、中共の的確な——ことにそれは非常な秘密に属することでしょうが、日本の公安調査庁はそんな秘密を入手するほど器用な公安調査庁ではないと思うのでありまして、その通りだろうと思えます。

が次々にふえていくということは、世界の平和の大きな脅威になるわけですから、これはとめてもらわなければならぬが、なかなか、こういう世界の道義的な声というものは、そういう無力な面もございしますので、もし持ったという場合には、当然に核停止の国際協定の中には中共も入れられなければならぬ。やはりあれだけの軍事力を持つことになれば、世界の軍縮会議とか核停止協定というものに中共も入らなければ意味がありませんから、国連に加盟するといなどにかかわらず、そういう国際会議に中共が入っていかねばならぬ。また、国連という問題については、台湾問題の解決等もございまして、これは相当時間がかかるけれども、世界の平和を望んでおる何人といえども、中共を永久に国際社会から締め出してもいいと考えている人は私はないと思う。健全な常識を持っている人は、いつかはやはり中共は国際社会に入らなければいかぬ。あれだけの人口を持って、あれだけの領土を支配している国が、国際社会からはずれておるといふのは健全でございせん。そういうことでありますが、それは入るまでの間には解決せなければならぬ問題が幾つもございしますので、これは今直ちにということではないけれど、方向としては、これは当然のことだと考えておるわけでございします。

○緒方委員 私、関連して、長官に一言だけこの際伺いしておきたいのですが、実はこの委員会で、調達庁長官に對しましてずいぶん警告も発し、注意も喚起したけれども、東海村の原子炉の問題ですが、さほど危険を感じておられない。御承知のように、その周辺はアメリカの演習地で、あそここの演習場は再々事故を起こしておる場所でもあります。まして、最近アメリカ軍の飛行機といえども、日本の自衛隊といえども、墜落事故も頻発しておる。調達庁の言い分からしますと、原子炉の上は飛ばないことになっているから大丈夫だ、こうおっしゃる。しかし、原子炉の上を飛ばないことになっているのは、健全な飛行をしているときのことである。もし飛行機が故障が起ったときに、飛ばないといつても飛行機は飛ぶであらうし、また、落ちていく危険性があるであらう。どうしてもこれは原子炉を移すか、演習場を移すか、どっちかにしてもらわなければならぬ、この辺の問題になると私は思ふ。これに對して調達庁は、移す準備はしておりますがということだけで、一向にこの進捗が見られない。科学技術の見地に立つて、最高の立場にある点から見て、まあ、そのうちに何とかなるであらうという考えで済まされるものかどうか、それについての御見解を承っておきたい。

○三木国務大臣 私、非常に氣にかかっておるわけでございまして、政府部内においても、射撃場の返還問題は私は推進しておる一人でございします。従つて、政府においても、これを日米の軍事の合同委員会の正式の議題にいたしました、現在候補地、代替地をほしいというアメリカの希望でございします。従つて、陸上、海上にわたつて代替地を今調査中でございます。私も、この問題については、機会をとらえて、アメリカとの間にも、原子力委員長という立場から、この返還を強く要求したいと考えております。これはそのまま何とかなるだろうという感じではない。東海村は、ああいふ原子炉、しかも、集中した施設があるわけですから、その周辺に射撃場があるというようなことは、適当だとは思つておらないのであります。

○緒方委員 重ねて質問は避けませんが、やはりあなたも心配はしておるし、移転その他について努力はしておるといふことでありますが、あす事故が起らないとも限らない。普通の事故であるならば、補償で済むかもしれない。万一ここに事故が起つた場合には、単なる補償だとか何とかいふようなことでも済まざるべき性質のものではないだろうと私は思ふ。この危険性を考えれば、一日の猶予もできないというぐらゐに私は危険度を持っていると思う。そういう意味において、早急にこの演習場の移転が促進できるように、強力な施策をあなたの立場から進めていただきたいということを最後にお願いして、私は終わります。

○草野委員長代理 兒玉末男君。

○兒玉委員 川島長官と、それから原田監察局長に對しまして伺いたいと思ひます。実は二月の半ばだと思ひますが、特に九州監察局の管内におきまして、豚を中心としたところの食肉行政について、生産、流通、消費のこの三段階におきまして非常に大きな政治的課題となりました食肉行政に対する調査をまとめて、流通機構に対する勧告を行なう、こういうことが一部の新聞でも発表されました。特に私は九州の出身でございしますけれども、一つの単位農協等におきまして、このよ

うな古いしきたりにおける流通機構の弊害によつて、一つの小さな単位農協でも二千万近くの損失を出しまして、農協長をやめるといふような事件、あるいは豚を養つたために一家心中するといふような悲劇が起きたわけでありまして、この非常に重大な時点に對処いたしました、行管の九州監察局がその調査を完了して、流通機構に対する抜本的な改革の勧告を出すということが報道されたわけでありまして。

そこで、私は、二月の二十三日だつたと記憶いたしますが、行政管理局の監察局の方に対して、その勧告書の一部をぜひ提供していただきたいといふことを要請しましたところが、ただいま印刷中であり、二月の末日までには提出ができる、こういうお返事をいただいたのであります。ところが、予算分科会の際にも全然それが間に合わなかつた、今日に至るも何らの音さたないので、実は一週間ほど前、どうなつておるかといふことをお聞きしましたところが、いろいろと関係の筋と話し合いがまだまとまらなかつたので、さらに内容を変えていかなければならぬ、こういうお返事をいただいたのでありますけれども、特に、長官に伺いたいのは、少なくとも行政管理局が行政指導面なりその他の面において勧告を出す場合に、一々関係省の意見を聴取しなければ勧告は出せないのかどうか、行政管理局の性格から、まず長官の見解を承りたいと思ひわけでありまして。

○川島国務大臣 行政監察をします際には、最後に勧告の結論を出す前に、一応当該の省庁に向かいまして意見を聞くという慣例になっております。勧

告案は行政管理庁の独自の立場で出しますけれども、一応相手方の意見を聞くといふことも、勧告の結果を効果あるしめるために必要と考えて、そういう処置をとったのであります。ただいまお話の食肉行政につきましても、すでに地方の監獄局から行政管理庁に報告がありまして、それに基づきまして勧告案の草案はできております。これに基づきまして、農林省方面に一応意見をただしておる最中でありまして、しかし、意見を聞きまして、勧告そのものは行政管理庁の権限におきまして、また、独自の立場においてやるといふことが当然でありますし、また、そうするつもりであります。

○児玉委員 大体長官の考えはわかりましたが、それでは一体この九州監察局が行ないました調査は、これは局長にお伺いしたいと思ひますが、いつから調査を始めて、この勧告書の中に盛るべき内容についての調査はいつ完了したのか、お伺いしたいと存じます。

○原田政府委員 ただいまお話のありました食肉行政についての監察は、三十六年度の七月から九月にわたりました、現地の調査を進めた、そして現地の調査を取りまとめまして、管区から中央に報告が参る、中央は各管区地方局等の監察しました結果の報告に基づきまして、農林省、厚生省等の各本省につきましても監察をする、その結果に基づきまして、どういふうな勧告をするかといふうな検討を十分にいたしまして、その上で勧告をするといふ手はず、順序になるわけでございまして、従いまして、九州管区におきまして、新聞に発表したとかいふ問題は、要するに、現地の管区行政監察局が現

地について調査しました結果、現地的に改善ができるような諸問題につきましては、管区におきまして、相手方に改善等の——私どもはいわゆる所見表示と称しておりますが、所見表示をする。しかしながら、全国的な問題、中央本省等に関係する問題につきましては、中央の監察局におきまして、各本省をさらにその資料に基づいて調査した上で、結論を出す、こういうことになつておるのでございます。そういう意味におきまして、中央としましての農林省等に対しまして勧告といふものは、今長官から御答弁のありましたように、現在われわれとしまして、相手方の意見、実情、こういうものも十分に取り入れまして、検討いたしておる次第でございます。

○児玉委員 私が質問しているのは、この九州監察局の調査が終了して、本省の管理庁の方にその結果が報告されたのはいつかといふ点を聞いておるのであります。

○原田政府委員 実はその御質問につきまして、先刻承知いたしましたので、その資料を手元に持つておらないのでございしますが、さつそく調査いたしまして、御報告申し上げたい、かように考えます。

○児玉委員 今そういう答弁では、私はなかなか納得できないわけでありまして、少なくともこれははいま少し調査してもらいたい。というのは、二月の下旬までにすでに内容を集約して、そうして印刷ができるということをおるわけですか。そういうことで印刷に回して勧告書ができるということをおるわけですか、それがする

べつたりになつて、今までまだ農林省等の関係省庁の調査が済んでいないといふことは、どうしても私たちが合点がいかないわけでありまして、というの、二月下旬にできると言つて、しかも印刷に回してある勧告書が、それから一月たつた今日になつても、農林省等の調整をしなければできないといふことは、これは何としても、しろうとが考えてもわかることじゃないかと思ふのですが、なぜそういうふうな手違いになつたのか。少なくとも勧告書といふものを印刷に回す過程において、当然これは監察局等においても十分考慮した上で印刷に出すといふのが、私は常識じゃないかと考えるわけでありまして、この勧告書の与える影響といふものが非常に大きいために、農林省あたりから相当圧力が加つて、こういう結果になつてゐるのじゃないかといふ疑いを持たざるを得ないわけでありまして、少なくとも行政管理庁の立場から、長官が先ほど答弁されましたように、いかに各省からの意見がありまして、勧告書の内容を要するところはあり得ないんだといふことを明確に答弁されておるわけでありまして、そういう点等から考えますならば、二月末日までにこの勧告書の印刷ができると言つたことと、今局長の御答弁は、矛盾する点があるように見受けられるのでありますが、その辺のいきさつはどうなつておるのか、お伺いしたいと思います。

○原田政府委員 私どもの方の係が、二月末日ごろまでに印刷ができ上がるだろうといふうなお答えをしたといふのでありますが、勧告と申しますのは、私どもが監察をした事実を監察結

果報告書として一応取りまとめ、そしてそういううな報告書の結果に基づいて、別個に勧告書を作りまして、そして相手方に勧告をやるのでございまして。私どもが印刷の準備をいたしておりますのは、今申し上げました監察結果の報告書でございます。報告書の内容は、場合によりまして、最終的な勧告についての内容の打ち合わせあるいは検討といふものによつて、多少の変更を生ずる場合があります。一応印刷の手続をいたしておりまして、そしてその十分な検討の結果、別個の勧告といふものを出すのでございまして、これについては、ただいま長官から御答弁のありましたように、勧告書はできておるのでございまして。これは、印刷しました結果報告書とは別のものでございまして。

○児玉委員 では局長にお伺いします、九州管区が提出されて、おそれるその報告書に基づいて、その報告書が大体勧告のほとんどの骨子になるのじゃないかといふことが考えられるわけでありまして、その報告書は提出できるかどうか、もしそれができましてならば、一つ早急に提出をお願いしたいと存じます、いかがでございますか。

○原田政府委員 九州管区から出ております報告書は、中央の行政監察局に対する報告書でございます。私どもといたしましては、そういう内部的な報告書に基づきまして、今申し上げました通り、各本省等につきまして十分な調査をして、その結果として、行政監察局としての結論を出す、こういうことでございまして、各管区の報告書は一般に外部に出すといふ性質のものではなく、中央に対する報告書とい

う格好になつております。従いまして、管区の意見としてはこういうふうな意見であつても、中央としてはそれをとらなない、そういうふうな場合も相当多いのでございまして。従いまして、九州管区の報告書をそのまま一般に公表するといふことは、差し控えておるような次第であります。

○児玉委員 その資料が提出できない、そういうことであればいたし方ないと思ひますが、しかし、そういう重要な事項が一般の新聞に報道されることと目体に——今局長が言つておること、そういう内部的な問題は公表できないといひながら、現実には二月十五日のある新聞に、監察局がまとめた大綱といふものが発表されておるわけでありまして。こういう点等から考えますならば、その内容は特に機密を保持する性格のものであるにかかわらず、これが新聞に出されたといふことについて、局長は一体どういふうな見解をお持ちか、お伺いしたいと思ひます。

○原田政府委員 ただいまお話し、九州管区におきまして食肉行政監察の結果について発表したといふうなお話を、実は私存じていないわけでありまして。おそらくは九州管区としましては、正式にそういう発表をいたしたのではないのではないかと。新聞等に載りましたものがどういふ性格のものであるか存じませんが、おそらく正式の発表ではないのではないかと、かように考えております。その点につきましては、九州管区につきましてさらに詳細に調べまして、お答えをいたしたい、かように考えます。

○児玉委員 これは、新聞が監察局発表といふうな書き方をしておるま

七

せんが、かなりその内容が具体的に述べておりますので、おそらくこれは記事のすっぱ抜きか何かではありませんけれども、やはり監査局から管理庁に報告する前の過程に出された記事だと思っております。現にここにちゃんと新聞を持っておりませんが、そういう点等から考えますならば、私としては、予算委員会なり分科会等において——特にこれは消費者あるいは生産農民にとつてはきわめて重大な問題でございまして、しかも、いつまでもこれがほおつたらかしにされていい性格のものではないと思つてございします。河野農林大臣もいろいろな場所におきまして、適当な構想等を発表しておるようでありまして、これは単なる構想やから発表に終わる筋合いでもないし、また、行政管理庁が下部機関に対してせつかくそのような貴重な調査を命じて、しかも調査の時期というのは、すでに昨年の六月か七月ごろ、こういうかなり長期の期間的余裕があるにかかわらず、いまだに報告書が出されないというところには、私は、非常に不可解な点があるわけでありまして、もちろん、流通機構等に対する改革というものは相当の困難が伴うことは、私たちも十分予想されたところでありますけれども、こういうふうな流通機構の問題は、今日全国民が重大な関心を持っておる課題でございします。そういう点等から考えますならば、この調査結果の報告書に対する報告書を早急に完成して、適切な措置をとるべきではないかと思つておりますが、それではこの監査局の報告書がで上がるのは、内容がまとまるのは、一体いつごろなのか、その辺について局長の見解を承

りたいと存じます。

○原田政府委員 政府委員食肉行政の監査の結果、これは非常に重要なものでございしますので、私もとしましては、非常に慎重な態度をもつて検討したいと思つておるような次第であります。これがいつごろ出されるか、こういうことは、事が重要であります。がために、今のようになっている検討を要する問題が多くてきている、そういう関係上延びております。われわれとしては、できる限りすみやかに出したしたいと存じておりますが、その事務的な検討の面、あるいは場合によりましては相手方の省庁の方針というものの調整の問題とか、いろいろの問題があります。極力急ぎまして、なるべくすみやかに結論を得たい、かように考へております。

○児玉委員 長官にお伺いしたいのですが、今の局長のお話では、いつになく、はつきりしてわからないというふうな答弁に聞き取れるわけでありまして、事はさほどのんびり考へていられる問題ではないと思つております。特に河野農林大臣は、農相の立場から、いろいろな構想を次々に発表されているわけでありまして、まさかこれが参議院選挙目当てのそういうたまたまの構想であるようにも私たちは受け取るわけにもいかなしい、また、特に生産農民等は非常に重大な関心を持っておるわけでありまして、非常に緊急性を要する問題であらうかと思つております。しかも、長官が御答弁になりまして、た通り、行政管理庁としては、その報告の内容等については、調査の結果によつて独自の立場から報告できるということを示明かに言われておるわけであ

ありまして、関係省とのそういう問題点については一応の参考事項として聞く程度においてでも、この報告書の作成はさほど困難を伴う問題ではないのじやないか、こういうふうに感ずるわけでありまして、しかも、流通機構の改革の根本的な問題というものは、ほとんど意見としては出尽くしておるのじやないか、こういうふうに感ずるわけでありまして、長官として、最高の責任者として、行政管理庁の独自の立場からこれの積極的な推進を私は要望しまして、長官の見解を最後に一つお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○川島國務大臣 事務的の調査並びに折衝を急いでおることは、今局長から御答弁申し上げた通りであります。なるべく結論を急ぎまして、適切な報告案を作り、かように考へて、御趣旨に沿うように努力してまいります。

○石山委員 先ごろ、行政管理庁で三十七年度上四半期の運用方針を定められたわけですが、その項目としては、行政の民主化、二が行政の簡素化、合理化、三が国費の効果的な使用、私は、目新しいのは、国費の効果的な使用という問題だと思つております。この国費の効果的使用ということになりまして、これは非常に判断がむずかしいと思ひます。それで、この解釈の仕方できまして、会計監査との競合点も出てくる向きもあるのではないかと、こういうふうにも思つておりますが、実際国民が行政管理庁にやってもらいたいのは、そこにあるのだらうと思つております。国費を効率的に使つてもらいたい、だから、お役所の機構を簡素にしてもらいたいというの、そこら辺からおそらく出

発していつていられるのでしよう。すべては、基本は国費を効果的に使つていたきたいというところから出発していつていられるわけだらうと思つております。今回特に第一・四半期、四、五、六と掲げたのは、四、五、六だけで、あとは国費の効果的使用という問題に対しては打ち切るのかという事です。それは、行政管理庁として、新しい項目としてずっと永続されていくという考へ方なんでしょうか。それとも、第一・四半期というふうに限つてこれを特に出したのか、この点を一つ……。

○川島國務大臣 予算が効果的に使われているかどうかというこの監察は、一応大蔵省でやるということになつておるのですが、現実にはやつておりません。当然行政管理庁としてもやるべき仕事でありますので、今回私が新たに取上げまして、やることにきめたのであります。一応第一・四半期でやりまして、その結果を見て、さらに監察の内容、方法等を考究して、効果あるような監察をこれからやりたい、こう思つておりました。石山さん、もう言われた通り、初めての試みでありまして、必要なことでありますから、ぜひこれは引き続いてやりたい、こう考へております。

○石山委員 それから三十七年度の監察業務の中身を探つていきたいと思います、国民各層の意見を聴取するという項目が出てきております。最近、臨時行政調査会が一生懸命やつていられるようですが、これも最近、何か国民各層と申しますか、総評とか婦人会とか全労とかにそれぞれ委託して意見を聴取する。これはなるべくダブらないようにやるのだらうと思つておりますが、結果的に

そんなふうなダブるような格好になるのではないかと。ここにはちゃんと今度七人委員会に行政庁は協力するという名目があるから、ダブつてもあるいはいいのかもしれないけれども、何かそんなのはどこかにやらした方がいいのではないかと気がするものですか……。

○川島國務大臣 調査会の方は行政機構の問題を扱う。監察の方は主として行政運営の面を監察するのであります。運営の欠陥があれば機構の改革、こうなるのであります。第一義的には行政運営の監察でありまして、そういう意味で、調査会と私どもがやつておる仕事とは、おのずから区別があるのであります。なるべく広く民衆の声も聞いて、一つ監察の結果を効果あるようにしたい、こういう考へで出発してそういう構想を出したわけでありまして、

○石山委員 民衆の声を聞くということ、民衆の場合には、系統だった問題を提案なさる方も相当いるのだらうと思ひますけれども、おおむねはここが不自由だというふうな言い方だらうと思つて、これは前からやつて大へん成績を上げておられる苦情処理の問題ともからんでくるのだらうと思ひますが、これはやはりこれとして、私はここが本質的な問題だと思つておられません。行政が苦情処理にうき身をやつすということはいかぬと思つておるのです。しかし、ここが本質ではないと思つておるのだけれども、今の日本の政治機構からすれば、国民の各層の人々の行政に対する不服というものは、行管でめんどろを見て上げるしかないと思つておる

すが、ここに力を入れて、行管の機構全般の問題に対する能率というものを見落としてはいらないと思う。ここに力を注ぐということは危険だということとをこの前も申し上げたのですが、地方へ回りますと、地方の局ではかなりこれに力を入れているようです。いいことですが、これが本質でないということをおき、私はこの際も一言言っておきたいと思うのです。

国費を効果的に使うという意味で、一つ聞きたい点がございしますが、内閣の総理府から来ておられるのでしょうか。——私どもに無料で配られております「フォト」というのは、私どももいわゆる国費をもつて発刊されている雑誌だと思ふのですが、違いますか。

○三枝説明員 お答え申し上げます。御質問の通りでございます。国費をもつて発刊しております。

○石山委員 政府が発刊される書籍あるいは雑誌類には「政府の窓」というのもございしますね。ああいうのは、政府が大きな腹がまえでもってPRをするという、飾らない現実を報告するというのも一つだと思ひます。もう一つは、政府の持つていられる考え方を国民各層にお知らせをしたい、こういうものだと思うのです。政府に大きな寛容度があれば、現実をそのまま伝えたいという一つの手、もう一つは、政府の持つていられる考え方を国民各層へ知っていただくということ、この二つと違ひますか。

○三枝説明員 お答えします。

ちよつと先ほどの問題に戻ります。が、「フォト」の場合は、一部こちらが国費をもつて買ひ上げているという意味で、国費という言葉を使ひました。

それから、今御指摘の点であります。私ども政府の広報活動を推進する場合に、基本的な方針として、お説の通り、政府の施策を率直に国民にお知らせするということに置いております。しかし、その活動を具体的に進める場合、たとえば出版活動あるいは放送活動、そういった場合に、必要に応じてはその施策に関する意見とかあるいは批判というものを取り入れまして、その施策に関する問題点を明らかにする場合があるのであります。そういう意味で、政府の考へていられる施策のみにある出版物に全部盛り込んでいくという工合にはならないのでございします。

○石山委員 私、いつか、この席であつたかどうかわかりませんが、政府の關係する刊行物が、特定の政治評論家に壟断されているからいがあるというふうに申し上げていたと思ひますが、「政府の窓」及び「フォト」等見ますと、その感が非常に深いのでございします。あなたのおっしゃることにあります。必ずしも政府の持つていられる考え方を普及するという目的だけではないのだ、批判も承るのだ、雑誌編集としては当然でしょう。批判も承るというのですが、その批判の承り方が特定のグループ、特定のものを考える方々で、やはり国費を投じた刊行物にいつも同じような顔ぶれが載つてくるということ、私たちが納得がでないわけなのです。そういう編集の指示のようなものは、政府としてはお金を出さなければならぬ、この雑誌の出ているのは、時事面報社あるいは時事通信社という名前のようにありますが、ここに全部おまかせを

ということになるのでしょうか。

○三枝説明員 お答えします。この「フォト」の一番うるにも明記しておりますように、総理府編集となつております。それから発行所としては社団法人の時事面報社、発売所は時事通信社、そういうことになっております。ただいま御質問の、特定の者だけの意見あるいは批判をのみ取り入れておる、そして施策そのものを明らかにすることではないかどうかという点でございますが、私どもとしましては、その施策に関する問題点を明らかにして、国民がその施策そのものをよく理解する、施策の内容を把握するという点のために、その施策についていろいろ有力な意見、批判といふものがありますから、それなるべく広く取り入れるようにして、施策を明らかにすることに進めております。

○石山委員 たとえば軍事問題、再軍備を強化するというふうな立場になりますと、賛成の方だけを出してあります。反対の側の人一人も出たことがない、それはどういふわけなんですか。たとえ批判といふものを許される場合ならば、そういうふうにならなければいかぬと思う。今度の再軍備の費用といふものは妥協なものであるというふうな賛成の方、それは対談の形式で出しております。それじゃあなたの言われることをそのまま採用するとするならば、反対側の人を出さないと。よつて事態の究明が明らかになるはずなのです。賛成側だけやたら、くさいものにふたをする、痛いところは突つかないということになるでしょう。事態の究明には賛成者だけでは役

に立たぬわけです。反対者は出ておりませんよ。私は政府の刊行物はなるべく詳細に見ているのですが、一ぺんもそういう立場の人は登場していません。今回私が川島長官が来ている前、特にこの問題を取り上げたいというところは、四月一日の「フォト」に、「社会の進退と行政整理」という問題で、有名な人が書いています。これはお話しじゃないんだ。文章なんだ。文章だから、私はかなり問題提起しているところを見えております。その提起の仕方が、今まで川島さんがおっしゃっていることとは、全然と違ひていいほど反対の表明をしておる。その点で、私は総理府のやり方は実にうまいと思ひます。だけれども、私は、この行政整理だけは政府の反対者を出しているところに、奇妙な感に打たれるわけです。たとえば川島長官は、首を切らないけれども、配置転換はあり得るかもしれないというふうな微妙な答弁をしておる。しかし、この筆者によれば、配置転換などは今ごろあり得ないと言っているのだ。文章を読んでみましよう。「昔はいわゆる配置転換ということによつて、それをなしとげることが出来たけれども、今日は特別な知識とか経験とか、あるいは特別な才能がなければ仕事は出来ないような、専門的にせま深く深いことを要求する時代になった。」というふうな限定している。配置転換は不可能だと言っているのです。それから川島長官の言明によれば、首を切らないと言っている。しかし、この文章によれば、「元来行政機構に関する問題は平凡なことであつて、だれがやっても大抵似たような結論が出る。」「行政整理を行つて人員を減らすとい

うことに決まつてゐる。」と言つておる。今度の七人委員会というものは、完全に政府の半分は行政整理をやつて首を切らせるといふことを盛んに宣伝しているのじゃないですか。ですから、せんだつて、佐藤発言に対して、私たちが少く問題提起して反省を願つた。この問題に対して、彼はどう言つてゐるか。今度国会で空騒ぎをしてゐる「人員整理問題」なんて、まことにあほのきわみであると言つてゐる。ですから、われわれが真剣に川島長官と一緒にやりとりをしてゐるものが、総理府編集の雑誌によつて明らかに否定をされてゐるのじゃありませんか。非常に中立的で、寛容でよろしいのですけれども、当面問題が起きていることに對して、こういうふうな問題提起する批評家、これは毎度出てくる批評家なんです。今までは全部政府に賛成をしてゐたこの批評家は、今度この行革に対してだけ川島長官と全然反対なことを言つてゐる。政府の国会における答弁と反対なことを言つてゐる。国会の質疑応答はあほなうなことを言つてゐる。次に、私は残念に思ふのは、官吏のことを非常に批判をしてゐるのですが、その官吏に対する批判も、この人は毒舌家で有名ですが、実にひどいことを言つてゐるのです。官吏は、「あまり能率を上げたり、あるいは同僚をぬき出して仕事をさささど運ぶ」といふことは、いわば仲間に対する不道徳行為になる。」と言つてゐる。これは文章ですよ。もしほんとうにやるとすれば、「官僚機構そのものにヒビが入つたり、いろんな矛盾が生じてくる。」だから、官吏はなまけ者にならなければならぬと限定してゐる。次

に、言葉が続けてこう言っている。「今日の行政の能率は、官僚外の一日程が十里（四十キロ）平均であるなら、その十分の一ならかなりいい方で、あるいは、もっと低いものではないかと思う。」こういうふうには言っておく。これによると、十分の一という。それであつたら、私はここで川島長官にお聞きしたい。何で今回のように二万幾千もふやすのですか。こんなに悪い官吏であるならば、こんな非能率なものであるならば、何で今さら——僕ら口をすっぱくして言っておる。七人委員会が出発した暁においては、局その他は設置してはいかないというふうな極言をして言つたにもかかわらず、おやりになつた。しかも、今まで政府に味方をしていって信じていた政治評論家から、このような極言のような言葉で問題が全部ひっくり返されていく。この場合、私は川島長官に対して、いいとか悪いとか言っているのではない。われわれが国会の中で真剣に質疑応答をしてやつていく問題に対して、実に痛烈な批判を加えている論者がいるというところ、これはいいです。論者がいるというところなんだ。その論者が、国費によって総理府の編集にかかわる雑誌に、問題が今まだちよつと進んでいる先に、もうすでに行革というものは首切りに通ずるものだ、そうではないから、今の場合にはあり得ない話であつて、今の場合にはあり得ない話ではないか、こういうふうには言っておく。室長、あなたはこの文章をお読みになつたのですか。（三枝説明員「委員長（と呼ぶ）まだ私質問している。そんな不作法だからだめですよ。あなた、われわれをなめてかかつているか

らでしよう。私は政府の書類と申しませんよ。国費を効果的に使わなければならぬ書類でございます。それに關して、政府側も納得し、われわれも納得していただくことに対して、全然反対のことを書く人、こういう人を選んだ意図は、一体どこにあるでございましょう。

○三枝説明員 お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、私どもの広報活動を実際にやる場合には、政府の施策だけを、たとえば賛成者のみの意見を全部記事にして出す場合も考えられます。しかし、問題によりましては、全然反対の意見が民間にある場合、これを取り上げることによつて、施策そのものの問題点、あるいはそのあとに出す政府の施策そのものを浮き彫りにさせるという場合もあるうかと思ひます。むしろ、今いろいろ出版物物の場合を申し上げますが、出版物が民間に出ている場合、私どもとしては、せつかく国費を使ひまして出す以上は、国民の方に読んでもらわなければならぬ。出しても、それはおもしろくない、政府の一方的な言い分だから、これはもうきまり切つていふこと、これはもうきまり切つていふこと、これをたなに上げておくというところでは、広報の効果が十分に上がらないと思ひます。本件の場合、小汀さんは、行政整理についていろいろ本なども出してありますし、関心を持っております。特に個人の方に書いてもらふ場合は、ここにもありますように、署名入りで、しかも原文のまま、その個人の方の責任を持った記事であるということをはつきりさせて出しております。従来にもやはり載せた

場合がありまして、ある施策の政府側の意見を出す前に、全然反対のものをを出しまして、そして、そのあとで施策そのものを出していくという場合がありまふ。また、放送の場合などは、特別に反対とかなんとかの場合に、民間の有力な反対意見その他を全部計算に入れて問題を出していくタレントを選んできた方が、いろいろな効果測定その他をやりました場合に、はるかに効果的になつております。そういう観点で、今回の場合、署名入りで原文のまま、特にこれは問題が大きいのでございまして、こういう有力な意見もあるというところをまず出しておいて、そのあとで次第に政府の施策も明らかにしていく、そういう観点で取り上げたのでございまして。

○石山委員 そうすると、これは今の政府の持つていける行政改革に対する思想、川島長官の持つていけるものと考え方で、こういう批判もあることを是認していただくわけですか。

○三枝説明員 現在、この行政整理の問題につきまして、民間にいろいろ意見がございまして、その一つの有力な意見として、こういうような意見があるという事実をそのままお知らせしたのでございまして。

○石山委員 そうすれば、この点に關してあなたは賛成も不賛成も全然お考えにならないうで、特定の人を選びになつたというところですか。

○三枝説明員 私どもが取り上げましたのは、政府の広報活動の効果を上げるために、換言しますと、この記事自体が国民の皆さんに読まれて、問題点が明らかになり、関心が十分に行きわたつたその上で、次に政府の施策を出

していく、そういう効果の点で、事実そのものをあげた、そういうことになつております。

○石山委員 そうすると、小汀さんの言われる官僚とあなたは違ふのだな。非常に有能な官僚ということだ。そういうことを意図してやらしているのだ。それ、無能ではないね。有能だ。だけれども、私は残念ですよ。不敏にしろ、今まで「フォート」を見ても、政府に対して反対の意見をずっと書かしたという例をあげてごらんない。何ぼあつたか、そうしてどんな事項でしたか。

○三枝説明員 お答えします。

たとえば小汀さんにつきましては、釜ヶ崎の事件が起きたときに、あれにつきまして、やはり署名入りで記事を書いていただいたことがありまふ。

〔草野委員長代理退席、委員長着席〕

そのときに、警察当局と反対の意見を取り上げたことがありまして、そのあとで警察庁長官がまた書いておりました。問題ををはつきりさせております。私どもはこれを出しっぱなしでありませんので、あるいは世論調査、あるいはそのほかの手段をもつて、どの程度国民の間に政府の施策が浸透しているか、その効果測定を絶えずやっております。そういうところから出しているものが、どういう工合に浸透しているかという観測を絶えずしながら、編集をしておりまして、ただ一方的に強制的に戦前のように出すのならば、これはそれでまた一つの行き方ですが、民主的な現在におきましてはあらゆるものを出す、そういうことであります。

○石山委員 たまたま、私は名前を出さないけれども、あなた出しているわけなんだが、このグループだけに書かせれば民主的なのか。「政府の窓」を見てごらんない。対談者にどういふ人が出てきている。政府の施策に対して——民主的というならば、政府のああいふ対談問題に、もっと反対側の新しい人を出さなければならぬでしよう。出したことがありますか。あなたうそを言っているのです。うそを言つたつてだめなんだ、私は知つていふのだから。あなた民主的だとかなんとか言つたつて、たまたまうまい言葉を使うのだけれども、それはだめですよ。もっとも、こんなことをあなたに言う必要はない。私は総理府長官に言へばいいことなんだけれども、きょう来ておらぬし、あなたがたまたま責任者だから、おそろく人選なんかの下原稿をあなた作るでしよう。だから、それを言っているのですが、私に言わせれば、たまたまこういう反対意向を出しているというところは、行革が行なわれるけれども、行革の姿はこんな姿にしてしまふのだよというところを、暗示を与えようとして努力しているように見えるのです。そうでなければ、自民党の派閥の關係で、一部を攻撃してやろう、こういう意図があるのかもしれません。それではわれわれの側の文章をあなたはこの次に確約しますか。われわれがいわゆる首を切らせないで行政改革を行なつてみせるのだと強い意欲に燃えている人々に、あなた執筆させるか。そういう意欲を持つているか。再軍備の問題に対して、原子爆弾の問題に対して、政府の施策に対して、河野農相に対して反対の意向を

○石山委員 たまたま、私は名前を出さないけれども、あなた出しているわけなんだが、このグループだけに書かせれば民主的なのか。「政府の窓」を見てごらんない。対談者にどういふ人が出てきている。政府の施策に対して——民主的というならば、政府のああいふ対談問題に、もっと反対側の新しい人を出さなければならぬでしよう。出したことがありますか。あなたうそを言っているのです。うそを言つたつてだめなんだ、私は知つていふのだから。あなた民主的だとかなんとか言つたつて、たまたまうまい言葉を使うのだけれども、それはだめですよ。もっとも、こんなことをあなたに言う必要はない。私は総理府長官に言へばいいことなんだけれども、きょう来ておらぬし、あなたがたまたま責任者だから、おそろく人選なんかの下原稿をあなた作るでしよう。だから、それを言っているのですが、私に言わせれば、たまたまこういう反対意向を出しているというところは、行革が行なわれるけれども、行革の姿はこんな姿にしてしまふのだよというところを、暗示を与えようとして努力しているように見えるのです。そうでなければ、自民党の派閥の關係で、一部を攻撃してやろう、こういう意図があるのかもしれません。それではわれわれの側の文章をあなたはこの次に確約しますか。われわれがいわゆる首を切らせないで行政改革を行なつてみせるのだと強い意欲に燃えている人々に、あなた執筆させるか。そういう意欲を持つているか。再軍備の問題に対して、原子爆弾の問題に対して、政府の施策に対して、河野農相に対して反対の意向を

持っている人々に対して、これから執筆をさせるか。そういう意図があるならば、私は、このたびはこれはがまんしておあげする。そうでなくて、たまたまこれだけがそんな格好になったというならば、まことにその意図暗いものがある。あなたの考え方は、能吏かもしらぬけれども、民主的ではないということになります。特定の人に使喚されてやっているということになる。あなたは書籍を編集するには似合おからぬ、片寄った古い型の人だと言わざるを得ない。

○三枝説明員 お答えします。私どもは、絶えず問題の所在を明らかにするために、それに関連するいろいろな意見、批判をできるだけ取り上げようとしております。具体的問題につきましても、いろいろ編集会議をやりまして現在やっております。

○田口(誠)委員 関連。民主的に編集されるというならば、これは編集会議が何か作ってやっておられるのですか。

○三枝説明員 お答えします。

大体毎月一回ないし二回各省の広報担当官の会議がありまして、その席上、各省から要望する広報のテーマが出ます。それをいろいろ検討しまして、あるものは出版用、あるものは放送用という工合に分けて整理をして、それから今度個々のテーマについて、それぞれの媒体をきめた場合に、また編集会議その他をいたします。

○田口(誠)委員 今の問題になっております、行管の指摘しておるこの項に對して、編集会議としては、今はこういう記事を出すか、この次にはこういう記事を出して、そしてこういうよう

なPRをしていくのだという、一つの構想の上に出されたと思うのですが、その編集会議の経緯を話してもらいたいと思う。

○三枝説明員 お答えします。ただいま問題になっております行政整理につきましては、「フォト」を整理になりますとおわかりになると思いますが、大体写真を通じて施策を国民にわかりやすくお伝えするということがなっておりますが、論壇という項目があります。論壇につきましては、大体いろいろ有力な、主として民間の意見を、署名入りで原文のまま載せるといふ方針でやっておりますが、今

○田口(誠)委員 私のお聞きしておるのは、今度の行管の問題に対して、強い反対の意見を掲載されておるわけですか。従って、この広報活動の趣旨、目的というものは、あなたの方から先ほど説明なさったのですが、この目的を達成するために出されたということなんでしょうけれども、今石山委員から指摘しておるのは、片手落ちになっておるのではないかとこの点を指摘しておるのです。そういうことからいって、これが最も民主的で、公平にこういう記事を出して国民に徹底をするということになれば、今度はこういうような記事が出たけれども、次には相当名の売

れておる方で賛成をしておる人の原稿を掲載するということなことを、編集会議で一つの構想の上に立つてなされ

たのかどうかということをお聞きしておるのです。

○三枝説明員 本件につきましては、目下検討中でございます。ただ、何度も申し上げましたが、できるだけ関心を持って読んでもらいたいという目的、あるいは例が違いますが、特に放送の場合などは、スイッチを切られてしまうとそれきりなものですから、一応興味と申しますか、おもしろおかしく企画をする場合もあります。そういうことで、全体としては行政整理の問題は取り上げなければならぬということと考えておりますが、目下検討中でございます。

○田口(誠)委員 関連でありますので、私は深くは追及いたしませんけれども、ただいまの関心を持って見てもらおうとするその意図があれば、これは川島長官の考え方を相当強くたいておるわけですか。そうなりますと、これに対して川島長官はどういうような考え方をこの雑誌に掲載されるかというところが、一番大きな関心になるように思うのです。そうしますと、この次には、当然川島長官の意見を掲載されるものが一番効果的であり、そうして国民が関心を持って読むだろうと思うのですが、こういう点どう考えられますか。

○三枝説明員 ただいまその点につきましては検討中でございますが、行政管理局の担当官とも打ち合せまして、だんだん進めていこうと思っております。

○田口(誠)委員 検討中ということとは、結局答弁を上手にのがれられるわけなんです、私は先ほどから申し上げるように、ほんとうにこの公報活動

を通じてあなたの言われるような目的を達成しようとするれば、編集会議において問題を取り上げたときには、今度はいくつかの意見を出すのだ、その次に反対の意見を出すのだ、賛成の意見を出すのだ、こういうようなことからしぼって、そうして今問題になつておる問題に対して一つの結論じみたものを公報活動の上において徹底されるべきが、やはり目的を達成する一つの方法であろうと思ふのです。そういうことから考えてみますと、当然記事を出されるに、次にはどうい

う意見を取り上げるかというのを考えておらなければ、今石山委員から指摘されるように、派閥のために出したのか、それともただいまの行管の考えをおることを頭から徹底的にたたかために出したのか、こういうようなことがわれわれとしては考えられるわけなんです。こういうことからいいますと、私は、次の公報活動としては、この問題については当然川島長官の抱負を十分に載せてもらうことが国民としても大きな関心を持って読むことであり、そしてなお、今出されておる記事に反駁するところの人の記事を採用することが、国民としても非常に関心を持って読むものであらうと思ふのです。こういう点について要望を申し上げて、私は関連質問でありますから終わります。

○石山委員 私は、このこと自体悪いと言っているのじゃないのです。このこと自体を前例にして、逆に言えば、反対派に大いに書かせるということです。社会党系にこの紙面を開放しなさいよ。今までは自民党系だけに書かしておられた。そこに私は問題があると

言うのですよ。自民党系だけに書かしておいて、おおむね政府に賛成の意向を反映させてきた。あなたは私をこまかしてだめだ。私は系統立てて見ているんだ。のがして見ているんじゃない。毎号見ているんだ。そうした場合には、特には今回だけでもすこい反駁文を載せたということは私に言わせれば、いいことなんだ。いいことだから、これをしおいて、われわれ側に言わせればわが党、それでいけなければ最も常識に富んだ新しい人に、これを機会にこの紙面を開放しなさい。反対論を大いに活用しなさい。これを力説したいために、私は言っているのだ。そうでないと、行管が言っているように国費を効果的に使うことにならないうちやうやせんか。一党一グループに壟断されるような雑誌の編集になるじゃありませんか。今まではそうだったんですよ。あなたはそういうようなことを言ったってだめ、実情はそうなんだから。だから、前のことはそれでよろしい。今度は、こういうふう

にまっ向から反対する論者を出して、みただから、どうでございましょう、農業機構問題についてだ、世の中はやかましい、河野農政に対する批判論をわれわれ側に書かしてくれませんか。池田内閣の経済面が非常にまづくなつてきております。その原因は一体どこにあるかということをおわれわれ側に書かしてくれませんか。たまにはちよつぱり藤山さんをほめたような書き方をしてもよろしいが、それは賛成側の立場として……いずれにしても、物価問題、農政問題等は緊急の問題でございませう。こういうものをわれわれ

側にこの紙面を開放してくれませんか。私はこれを機会にそうしてもらいたい。これは、私はあなたに意見を聞くつもりはありません。もっと上のクラスの方々から御考慮を——ここには川島長官もおいでになるし、ほかにそれそれ二人の長官もおいでになるから、それでよろしいと思います。これを考慮してもらいたい。そうして、私先ほど何べんも言いました、いわゆる政府機関、政府のお金を投資された政府のものでございますから、たゞさんの人に発言の機会を与えてもらうように、政府としても考えていただきたいと思います。

この問題は一応おきまして、一つだけ、これは長官にお聞き申し上げたい点がござります。国費を効果的に使う問題について、公団、公社、それから国策会社、これから自由化に伴って、いろいろと鉱山の場合なんか海外投資を行なうような特殊会社を作るようになっておりますが、こういうものに対しての行管の目的の向け方です。これは川島長官の在籍中非常に残念でしたが、東北開発株式会社でござんのような汚職問題が起きたわけですから。これはやはり行管の監察と指導の任務にちよつと欠けたところがあつたと思うのです。なぜかと申しますと、国策会社は特殊なものでありまして、非常に運営がめんどうでございます。そこで、ここには藤山さんもおいでになって、せんだつても少しくお話し合いをしたわけでございますが、やはり行管としても、公社、公団、国策会社に対する監察及び行政指導について、ある系統立ったものをば立てられる必要があるのではないかと承りますと、公

団、公社のような場合は、それぞれの役所の高級官僚なんかの移籍の場所になつてゐる。十年選手の移籍の場所かどうか知りませんが、本省とはひもつきである。その経済的な問題あるいは国費の効率的な使用という問題になりますと、それとおおよそ離れたような格好で運営されてゐるようにも聞いているわけなんです。それで国の目ののがれるために公社、公団を作つたということになるのでもございまして、われわれは最も能率的な民間の創意工夫をそこに反映させようと思つていたら、いつのまにか高級官僚のいこいの場所になつてしまつた。官僚をしてれば五万円か六万円どまりであるが、総裁、副総裁、理事長になれば十五万円も取る、いいところだというふうな工合になつては困るわけなんです。官僚の古手は公社、公団には不要なのでございまして、おおむね民間のいわゆる俊英の人々をそこへ集めて運営するというのが、最初の出だしだつたというふうになつてゐるわけなんです。それにしまして、行管の公社、公団、国策会社に対する指導、監察を、長官は今どういうふうにお考えになつていられるかをこの際一つお聞きし、また、将来どういうふうにしたいかということをお聞きしたいと思ひます。

○川島国務大臣 公社、公団、事業団、政府資金を投入してゐる国策会社等は、行管としては調査の対象に入れております。勧告は、直接当該の公社、公団等に指示して、監督官庁を通じて勧告する、こういう方針をとつておるわけでありまして。現にそういう調査をいたしております。たとえば電気事業に関する調査をして、やや完了し

近いのでありますが、その一環であります公社、公団、事業団等に対する役人の天下りに御反対のようでありまして、それはこの委員会においてもしばしば出ております。ただ、実際問題として、適任者を得ることがむずかしい。民間の事業家で有能な人は、なかなか公社、公団等には行きたがらない。一番困るのが政府と国会の監督でありまして、そういう監督を受けない自由な立場で活動したいという人が多いのであります。しかも、収入はかえつて減るのでありますからして、人を得ることがむずかしいのであります。が、元来、公社、公団等は、民間の知識を動員していい事業をやろうということに趣旨があるものでありますからして、今後とも人選等については、内閣としては当然注意すべきことだと私考しております。幸ひ、そういうことに関係の深い経済企画庁長官も来ておりますから、適當の機会に相談をして、内閣としてそういうようにきめたい、こう考へております。

○石山委員 ついでというわけでもございせんが、せんだつてでこの質疑を打ち切つたつもりでございましたが、私経済企画庁長官にいろいろ注文も申し上げて、大体色よい返事をいただいたというふうな思つていたわけですが、そのあと、どうもまたあなたと縁があると思へて、質疑続行になるような問題が起きてゐるわけでございます。というのは、水資源局長の問題でございまして、水資源局長が設置されるやいなやという問題は、まだ未知数でございまして、この段階でも未知数で、長官の答弁次第だと思ひますが、四月一日付で、新聞の名前は差しさわ

りがないと思ひますので、言ひますけれども、東京新聞、産経新聞等に出ておるのですが、水資源局長に崎谷と申しますか、大蔵省の方で、現大蔵省横浜税関長を起用することにきめた、こういうようなことが新聞に出てゐるものですから、いささか私どもとしては、どうも不意意千ではないか、不意意千万はいけれども、内閣委員会を侮辱するものではないか、国会議員を侮辱するものではないか、国会の審議権を侮辱してゐる問題ではないか、こういうふうな意見になりまして、長官の御意見次第では考えるところがある、こういうふうなところになつてしまつたわけなんです。いろいろ事情はわかるような気がしますが、非常に不意意千であるという点につきまして、長官にこの際答弁をしてもらわなければならぬ、こう思つておるわけなんです。

○藤山国務大臣 水資源局設置の御審議の最中に、いかなる意味におきまして、そういう記事が出ましたことについては、私としてはまことに申しわけないことだと思ひます。残念に思つておるのでもございまして。

御承知の通り、企画庁の人事は、今日各省の人々を向うの形で迎えるのが大部分でございまして、今日までの段階では、まだ企画庁プロパーの出身者というものの数も少のうございまして、従つて、そういう面につきまして、おのおの各省庁におかれまして、いろいろ企画庁がそういうような局を作り、あるいは今回は審議官を二人減らすことになつております。そういたしますと、どの省から出ておる審議官を減らすかというところは、各省庁にとっては非常な大問題でございまして、従つて、いろいろな意見が各省庁の方から出て参ります。また同時に、出てきて、いろいろ伺ひすることは私どもいたしませんが、そういう発表しないいろいろなことが出ますことは、また他の省からいろいろな反対論も出てくるわけでもございまして、最終的には絶対に秘密にして、これは最後に大臣の決裁、閣議の了解を得てやる以外に私は方法がないと思ひますのでございまして、企画庁としては、人事に關しては厳正な態度をもつて、各省の意見は聞きましても、しかし、それが漏れることは厳に企画庁自身が慎まなければ、企画庁自身も人事ができません。そういう意味において、私どもは、厳重な企画庁としての秘密を守ると申しますが、あるいは各省庁の御意見をいろいろ伺ひ上においても秘密を守つていくという立場を厳にとつていかなければならぬのでございまして。でありますから、そういう意味において、企画庁自身の人事の運営においても、この点はまことに遺憾だと思ひます。ことに国会において御審議中の問題について出たことは遺憾であります。厳に企画庁内部において私が戒諭することは当然でございまして、その点はまことに相済みなかつたことだと思つております。

○中島委員長 これにて三案に対する質疑はいずれも終了いたしました。

○中島委員長 以上の三案に対して、それぞれ草野一郎平君外八名より、自由民主党、日本社会党、民主社会党の共同提案による修正案が提出されてお

ります。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和三十七年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行する。」と改める。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和三十七年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行する。」と改める。

行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案

行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和三十七年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行する。」と改める。

○中島委員長 この際、三修正案について、提出者よりその趣旨説明を求め

ます。草野一郎平君。

○草野委員 ただいま議題となりまして、自民、社会、民社三党共同提案にかかる各修正案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

政府原案では、施行期日はいずれも四月一日でありまして、その日はすでに経過いたしておりますので、これを「公布の日から施行する。」ことに放めるのでありますが、定員に関する改正規定につきましては、四月一日から適用することを適当と認めまして、各修正案を提出した次第であります。よろしく御賛成をお願い申し上げます。

○中島委員長 各修正案について御質疑ありませんか。――御質疑もないようですので、これより三原案及び三修正案を一括して討論に入ります。

別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いた原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては原案の通り可決いたしました。

これにて経済企画庁設置法の一部を改正する法律案は修正議決すべきものと決しました。

次に、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いた原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては原案の通り可決いたしました。

これにて科学技術庁設置法の一部を改正する法律案は修正議決すべきものと決しました。

次に、行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いた

原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては原案の通り可決いたしました。

これにて行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案は修正議決すべきものと決しました。

なお、以上の三法案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次会は、明五日前十時に理事会、十時半に委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十二分散会

〔参照〕

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）に関する報告書

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第六〇号）に関する報告書

行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二七号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕



第一類第一号

内閣委員会議録第二十三号 昭和三十七年四月四日

昭和三十七年四月十日印刷

昭和三十七年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局